

生活のこと

住まい

**公営住宅・国家公務員宿舎などに
無料でご入居いただけます。**

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、一定期間無料で入居可能となる場合があります。(P7参照)。現在約6万戸をご用意しております(平成24年3月5日時点の入居済または入居者決定戸数は約19,000戸)。

※食費、光熱水費は自己負担となります。

お問い合わせ先

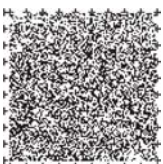
被災者向け公営住宅等情報センター

被災者向け公営住宅等の問い合わせ先となる地方公共団体、UR、各事業者の窓口については、以下のサイトで情報が入手できます。

公営住宅等情報センター

検索

<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/saigai/>



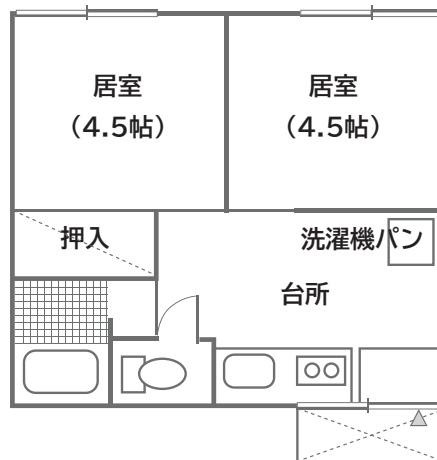
応急仮設住宅の入居期間は、 延長が可能です。

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間は、県などの判断で、1年ごとに延長が可能です。

■定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに延長が可能	2年以内

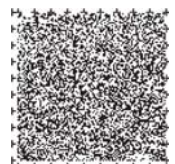
■応急仮設住宅の 標準的な間取りイメージ



■仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html



住宅の新規融資や返済に関する 支援策があります。

24年度予算
539億円

1 災害復興住宅融資など

- ① 被災されたご自宅の補修・再建のための資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引き下げています(建設・購入の場合は当初5年間0%、補修の場合は当初5年間1%など)。住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた方向けの融資制度も新たに設けています(平成27年度末まで)。
- ② 原子力発電所の事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方が、住宅を建設または購入される場合は、避難指示区域内にお住まいになっていたことを確認できれば住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資をご利用いただけます。
- ③ 住宅金融支援機構の住宅ローン(旧住宅金融公庫融資、フラット35〈買取型〉を含む)を既に借りている被災者の方に対して、返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引下げなどの返済方法変更メニューをご用意しています。

お問い合わせ先

①② 住宅金融支援機構 (災害専用ダイヤル)

フリー
ダイヤル

0120-086-353

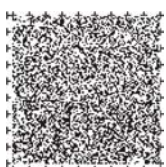
(月～日 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258

③ お取引金融機関



住宅金融支援機構
携帯サイト



2 省エネ対応住宅のフラット35Sの金利引下げ

東日本大震災の被災地で、省エネルギー性に優れた住宅を取得する場合、フラット35Sの当初5年間の金利を1.0%引き下げます。

お問い合わせ先

住宅金融支援機構 (災害専用ダイヤル)

フリー
ダイヤル

0120-086-353

(月～日 9:00～17:00 祝日除く)



住宅金融支援機構
携帯サイト

FAX 03-5800-8258

3 被災住宅に関する無料相談

被災した住宅の補修・再建について、無料のご相談を受け付けております。
「住まいるダイヤル」までお電話ください。

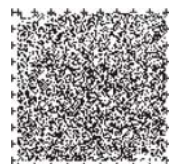
お問い合わせ先

国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」(ナビダイヤル)

TEL 0570-016-100

(月～金 10:00～17:00 祝日除く)



住宅の新築やリフォームを、 住宅エコポイントで応援します。

エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う場合に、被災地の特産品をはじめ、被災地支援商品や環境配慮商品などに交換可能な住宅エコポイントが発行されます。また、被災地での新築はポイントを優遇します。

※ 新築は、被災地30万ポイント、被災地以外15万ポイント。エコリフォームは、最大30万ポイント。併せて耐震改修を行うと、更にポイントが15万ポイント加算されます。

お問い合わせ先

住宅エコポイント事務局

TEL **0570-200-121**

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始含む)

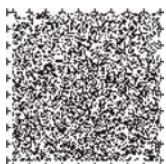
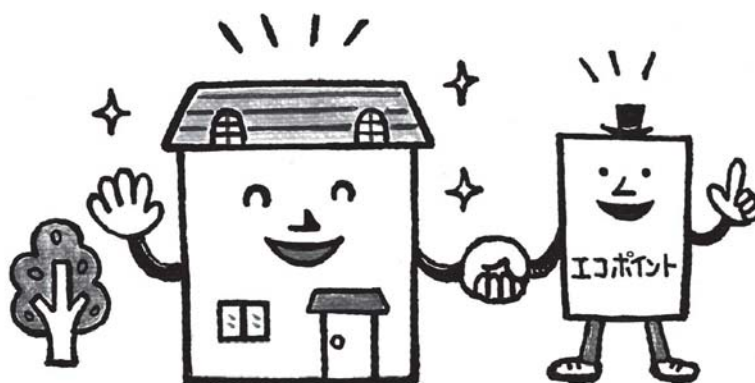
〈IP電話などからのご利用〉

●ポイント申請前の方はこちら

TEL **03-4334-9256**

●ポイント申請後の方はこちら

TEL **03-4334-9257**



既存の住宅ローンなどに関して、 各金融機関にご相談ください。

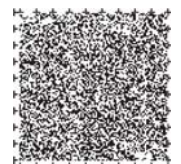
金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などのお申し込みに対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。



金融庁
携帯サイト

お問い合わせ先

**金融機関の電話相談窓口 もしくは、
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報**
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>



個人債務の整理に関する ガイドラインがあります。

平成23年8月22日(月)から、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が開始されています。このガイドラインを利用することにより、一定の要件の下、債務の免除が受けられます。

- ① 破産手続き(法的整理)とは異なり、個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
- ② 国の補助により、弁護士費用はかかりません。
- ③ 手元に残せる現金・預金の上限が、500万円を目安に拡張されます。

お問い合わせ先

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 個人版私的整理ガイドラインコールセンター

フリーダイヤル 0120-380-883

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

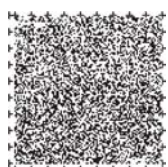
東京支部 TEL 03-3212-0531 青森支部 TEL 017-721-1015

岩手支部 TEL 019-606-3622 宮城支部 TEL 022-212-3025

福島支部 TEL 024-526-0281 茨城支部 TEL 029-222-3521

FAX 03-3212-0539 (東京本部のみ)

<http://www.kgl.or.jp/>



おかね

住宅に著しい被害を受けた世帯に、 支援金を支給しています。

住宅の全壊など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

■1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金

全壊など…100万円 大規模半壊…50万円

加算支援金

建設・購入…200万円 補修…100万円 賃借…50万円

■申請期間 基礎支援金…災害発生日から13月以内
加算支援金…災害発生日から37月以内

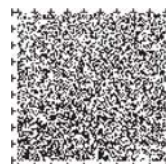
※都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができることとなっています。

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

- ※ 基礎支援金のみを先に申請することも可能です。
- ※ 再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。
- ※ 郵送で申請することも可能です。
- ※ アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。
- ※ 地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。



ご遺族や障害を受けた方々に、 弔慰金・障害見舞金を支給しています。

災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給しています。

- 生計維持者が死亡された場合は500万円
- その他の方が死亡された場合は250万円

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

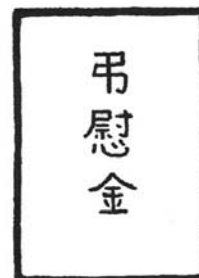
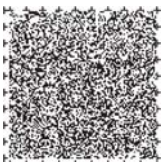
災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給しています。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は250万円
- その他の方が重度の障害を受けた場合は125万円

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照



お金(災害援護資金)を、 無利子でお貸ししています。

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負ったりした場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて150万円～350万円を無利子※1でお借りいただけます。償還期間は13年※2です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%(償還が不要な期間については無利子)。

※2 当初6年(特別な場合は8年)は償還は不要です。

※3 お申し込みは、平成30年3月31日まで。

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

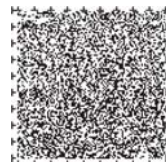
お金(生活復興支援資金)を、 無利子でお貸ししています。

被災された低所得世帯の方は、一定期間の生活費や転居費など、生活の再建を支援するための「生活復興支援資金」を無利子(保証人がいない場合は年利1.5%)でお借りいただけます。

- 一時生活支援費(当面の生活費)―最高20万円(貸付期間:6カ月)
- 生活再建費(住居の移転費、家具などの購入費用)―最高80万円
- 住宅補修費(住宅の補修などに必要な費用)―最高250万円

お問い合わせ先

各都道府県・市町村の社会福祉協議会



医療・福祉

医療機関などの窓口負担が免除されます。

24年度予算
98億円の内数

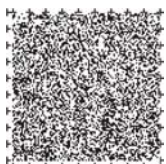
平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関などの窓口負担が免除になります。^{※1}

免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など^{※2}にお住まいの方^{※3}
⇒平成25年2月28日まで医療機関などを受診する際の窓口負担が免除されます。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など^{※2}以外)にお住まい^{※3}で、国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会にご加入の方^{※4}
⇒平成24年9月30日まで医療機関などを受診する際の窓口負担が免除されます。

〈免除される方〉

- 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方



〈免除証明書について〉

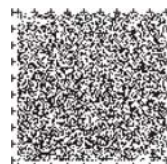
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。※5
- また、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」または「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要となります。

町村名…広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- ※1 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年3月以降の延長は行われていません。
 - ・入院時の食費、居住費
 - ・被保険者証を医療機関などの窓口で提示できなかった場合
 - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 など
- ※2 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。
 - ①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域
 - ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)
- ※3 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。
- ※4 その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせください。
- ※5 その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

お問い合わせ先

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合などの各医療保険者の窓口



24年度予算
98億円の内数

医療保険の 保険料が減額・免除されます。

減額または免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など※¹にお住まいの国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者※²
⇒平成24年4月分から1年間減免措置を継続します。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など※¹以外)にお住まいの国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者※²
⇒平成24年4月分から9月分まで減免措置を継続します。

※¹ 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

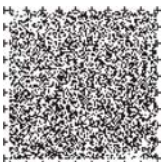
①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※² 被用者保険については、平成24年2月までの間、保険料の免除を行いました。3月以降は免除されません。

お問い合わせ先

市町村などの各医療保険者の窓口
健康保険組合などの各医療保険者
地方厚生局保険主管課の窓口

※全国健康保険協会にご加入の事業所は、事業所の所在地を管轄する年金事務所



介護サービスの利用料が 免除されます。

24年度予算
44億円の内数

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、介護サービスの利用料が免除になります。※1

免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など※2にお住まいの方※3
⇒平成25年2月28日まで介護サービスを利用した際の利用料が免除されます。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など※2以外)にお住まいの方※3※4
⇒平成24年9月30日まで介護サービスを利用した際の利用料が免除されます。

〈免除される方〉

- 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- 以下のいずれかに該当する方
 - ①住宅や家財などに著しい損害を受けた方
 - ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

〈免除証明書について〉

- 免除証明書の取扱いは、各市町村によって異なりますので、詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせください。
- ただし、以下の町村の方は、引き続き、免除証明書の提示は不要となります。

町村名…広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※1 施設入所時の食費・居住費などの減免については、平成24年3月以降の延長は行われていません。

※2 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

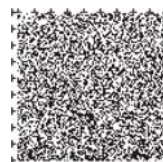
①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※3 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※4 お住まいの市町村によっては、減額となる場合または免除が継続されない場合があります。

お問い合わせ先

各市町村役場…P92～96参照



介護保険の保険料が 減額・免除されます。

24年度予算
44億円の内数

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、介護保険の保険料が減額または免除になります。

減額または免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など※¹にお住まいの被保険者※²
⇒平成25年3月分まで減免措置を継続します。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など※¹以外)にお住まいの被保険者※²※³
⇒平成24年9月分まで減免措置を継続します。

※¹ 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

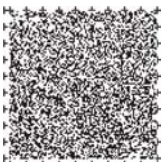
①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※² 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※³ お住まいの市町村によっては、減免措置が継続されない場合があります。

お問い合わせ先

各市町村役場…P92～96参照



24年度予算
0.2億円

障害福祉サービスの 利用者負担などが免除されます。

被災された障害者などの方で生活にお困りの方で、以下の方については、引き続き、障害福祉サービスなどの利用に際して、利用者負担が免除されます。

免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など※¹にお住まいの方※²
⇒平成25年3月分まで免除措置を継続します。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など※¹以外)にお住まいの方※²
⇒平成24年9月分まで免除措置を継続します。

〈免除される方〉

- 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

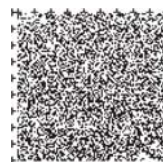
※¹ 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※² お住まいの市町村によっては、減免措置が継続されない場合があります。

お問い合わせ先

各市町村役場…P92～96参照



こちらも取組んでいます

仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します。

1 高齢者・障害者・児童などへの相談・生活支援

- 仮設住宅などにお住まいの方を対象に、総合相談、高齢者へのデイサービス、生活支援などを提供するサービス拠点を設置しています。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童を対象に、専門家による相談・生活支援などを行っています。

お問い合わせ先

都道府県民生主管部局の各事業担当窓口

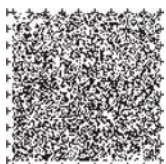
…岩手県・宮城県・福島県の代表 P92～96参照

2 心と体の健康支援

- 保健師、管理栄養士などが仮設住宅などを訪問し、心身の健康状態のチェック、栄養・食生活の指導を行っています。
- 看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などが仮設住宅や自宅を訪問し、避難生活からくるストレス・精神面に関する悩みや相談を引き受けています。

お問い合わせ先

県または市町村



教育・子育て

大学生などの学費を援助しています。

1 無利子の奨学金を貸与しています

24年度予算
38億円

保護者の失職などによって家計が急変した学生に、無利子の奨学金を貸与しています。

お問い合わせ先

在学されている各学校の奨学金担当部署

2 授業料などが減額・免除されます

24年度予算
76億円

被災した学生を対象に、各学校において授業料などの減額・免除が行われています。

※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

お問い合わせ先

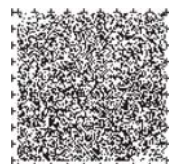
在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署

3 介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に、学費などを無利子でお貸ししています

震災により就学支援が必要となった介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生を対象に、月額5万円および入学時と卒業時に準備金20万円を無利子でお貸ししています。資格取得後、5年間介護などの業務に従事すれば、返還が免除されます。

お問い合わせ先

各都道府県の社会福祉協議会



こちらも取組んでいます

お子様の就学費用を援助しています。

幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児を対象に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先

各市町村または各幼稚園

小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒を対象に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先

各市町村または各学校

高等学校

震災により就学困難となった生徒を対象に、都道府県が行う奨学金事業を国が補助しています。

お問い合わせ先

各都道府県または各学校

私立学校

震災により就学困難となった幼児児童生徒を対象に、授業料などの減免措置を行う私立学校を補助する都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先

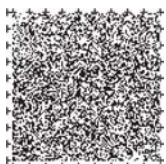
各都道府県または各学校

特別支援(幼・小・中・高)

震災により就学困難となった幼児児童生徒を対象に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先

各都道府県または各特別支援学校



専修学校・各種学校

震災により就学困難となった生徒を対象に、授業料など減免措置を行う専修学校・各種学校を補助する都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先

各都道府県または各学校**学校施設などの復旧を支援しています。****1 被災した公立学校の復旧を進めています**24年度予算
147億円の内数

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧に加え、移転などを伴う復旧(土地取得を含む)や大規模な復旧などの事業を支援しています。

※国が復旧経費の2/3を補助しています。

2 被災した幼稚園が、認定こども園として再開するのを支援しています

被災した幼稚園などを設置する地方公共団体、学校法人などが、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開するための施設整備を行う場合には、重点的な財政支援を行っています。

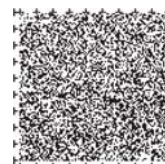
3 被災した保育所などが、複合化・多機能化施設として再開するのを支援します

保育所などの復興に際し、認定こども園や地域子育て支援拠点など、子育て関連施設の複合化、多機能化を行う場合には、重点的な財政支援を行っています。

お問い合わせ先

都道府県民生主管部局の各施設担当窓口

…岩手県・宮城県・福島県の代表 P92～96参照



こちらも取組んでいます

学校施設の耐震化などを推進しています。

1 公立学校

24年度予算
1,296億円

公立学校施設の耐震化や防災機能の強化などを推進し、必要な工事費の一部を補助します。

2 私立学校

24年度予算
125億円

私立学校施設の耐震化や防災機能の強化などを推進するため、必要な工事費の一部を補助します。

新規

被災した子どもたちの 学習支援などを行っています。

24年度予算
22億円

公立学校の被災した児童生徒に対して、きめ細やかな学習支援などを行うため、都道府県からの申請に基づき、教職員を特別に配置しています。

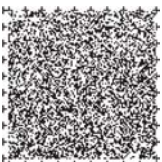
※教職員の人件費の2/3を都道府県が、1/3を国が負担しています。

スクールカウンセラーなどを派遣しています。

24年度予算
47億円

被災した幼児児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言・援助に対応するため、費用を国が全額負担し、スクールカウンセラーなどを被災地および被災した幼児児童生徒を受け入れている学校などに派遣しています。

併せて、国がその費用を全額負担して、被災地の高校生への進路指導・就職支援を行う進路指導員や、特別支援学校において被災した児童生徒の学習指導を行う外部専門家などを派遣しています。



暮らしの悩み・女性の悩み

法テラスの出張所で、暮らしのあらゆる

24年度予算
164億円の内数

お悩みに、専門家たちが無料でご相談に応じます。

新規

法テラスの出張所にて、土地・建物、金銭、家族などの様々な問題に関して、弁護士、行政書士、建築士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士などの各種専門家が無料でご相談を受け付けています。

※交通手段が無いなどの理由で、法テラスの出張所までお越しになることが難しい方のために、車内で相談できる設備を備えた自動車による出張相談を行っています。また、周辺の仮設住宅などへ出向いて、巡回相談会を実施しています。

次の地域に出張所が設置されています。相談は予約優先制です

お問い合わせ先

法テラス南三陸

TEL 0503383-0210

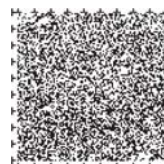
FAX 0226-47-1071

所在地：宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56（バイサイドアリーナ横）

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談（月～金 10:00～16:00）
- その他専門家による相談（火・金 10:00～16:00）
- 火：行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士
- 金：司法書士、税理士、建築士
- 女性の悩みごと相談（木 10:00～16:00）

※研修を受けた心理面接経験のある女性相談員が相談を担当



お問い合わせ先

法テラス山元

TEL 0503383-0213

FAX 0223-33-8037

所在地:宮城県亶理郡山元町浅生原字日向13番1(中央公民館東側)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月～金 10:00～16:00)
- その他専門家による相談(火・金 10:00～16:00)
- 火:建築士、司法書士、税理士
- 金:行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士

お問い合わせ先

法テラス東松島

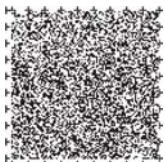
TEL 0503383-0009

FAX 0225-84-3024

所在地:宮城県東松島市矢本字大溜1-1(市コミュニティセンター西側)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月～金 10:00～16:00)
- その他専門家による相談(月・木 10:00～16:00)
- 月:建築士、司法書士、税理士
- 木:行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士



お問い合わせ先

法テラス大槌**TEL 0503383-1350****FAX 0193-41-1536**

所在地:岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3(大槌町役場仮庁舎裏)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月・水・金 10:00~16:00)
- 司法書士による法律相談(火 10:00~16:00)
- その他専門家による相談(木 10:00~16:00)
- 木:税理士・行政書士・社会福祉士・社会保険労務士

※税理士は隔週。 ※冬期(12月~3月)の相談時間 10:30~15:30

お問い合わせ先

震災 法テラスダイヤル

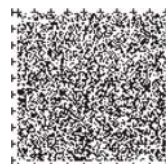
お な や み レ ス キ ュ ー

フリーダイヤル 0120-078309

(平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00)

※「震災 法テラスダイヤル」は全国どこからでも無料にご利用になれます(携帯電話からも可)。

※「震災 法テラスダイヤル」では、震災に起因する法的問題の解決に役立つ法制度や適切な窓口に関する情報の提供を行っています。

法テラスホームページ:**<http://www.houterasu.or.jp/>**

女性のための相談窓口を 設けています。

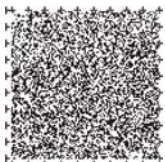
3次補正予算
2億円

仮設住宅での生活などで女性が抱える様々な不安・悩み・ストレスなどのご相談に、きめ細かく対応するため、岩手県、宮城県、福島県に、臨時の相談窓口を開設します。

※ 国は、全国のNPOや男女センターの相談員に対する研修を行い、研修を受けた相談員を被災地に派遣します。

※ 電話相談、窓口相談に加えて、相談者の希望に応じて仮設住宅などを訪問しての相談を行います。

〈東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〉



ご相談窓口

●女性の心のケア ホットライン・いわて

フリーダイヤル 0120-240-261

(月～日 10:00～17:00 年末年始を除く)

実施期間:～平成24年12月頃まで

●心の相談 ホットライン・みやぎ[※](※男性からの相談も受付)

フリーダイヤル 0120-933-887

(月～金 8:30～16:45)
(土 9:30～16:45)
(日祝日 10:00～16:45)

実施期間:～平成24年12月頃まで

●女性のための電話相談・ふくしま

フリーダイヤル 0120-207-440

(月～金 10:00～17:00 祝日除く)

実施期間:～平成24年12月頃まで

お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局

TEL 03-3581-3349

(月～金 10:00～16:00 祝日除く)

FAX 03-3592-0408

